

マケドニアが候補国として挙げられているほか、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、セルビア等の潜在的な候補国がある。

・加盟条件

法的要件、コペンハーゲン基準（政治的、経済的、義務遂行能力）の条件を満たす必要がある。

・加盟プロセス

加盟候補国と欧州連合代表である欧州委員会の間で加盟交渉が行われる。交渉完了後、欧州連合理事会において加盟国前回一致で受け入れが認められる。この決定は、欧州議会の絶対多数の賛成によって承認され、加盟条約については、欧州連合全加盟国および候補国が、それぞれの憲法手続きに従って批准する必要がある。

アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタインは、加盟条件を満たしているものの、国内世論の反対により、欧州連合への加盟はしていない。

3. 欧州連合の仕組み

欧州連合においては、一次法としての基本条約、二次法としての規則（Regulation）、指令（Directive）、勧告（Recommendation）により、法体系が構成されている。

これらの法律や政策は、加盟国政府を代表する Council of European Union（欧州理事会）、欧州連合市民を代表する European Council（欧州議会）、欧州全体の利益を代表する European Parliament（欧州委員会）の3つの主要機関で構成する3極構造によって決定されている。

4. 欧州連合の目的

欧州市民権の確立、自由・安全保障・司法の確保、経済・社会発展の促進、世界における欧州の役割の誇示が基本的なものとして挙げられる。また、単一市場の促進において、加盟国27カ国、4億9千万人の人々に関わる、「4つの自由移動」、「人、物、サービス、資本」の自由な移動は、欧州連合条約にうたわれており、大きな意味を持つ。個人については、他国の欧州連合加盟国において、住み、働き、学び、老後を過ごす権利、消費者については、競争の激化による物価の低廉化、選択肢の拡大、保護水準の向上、企業については、国境を越えた事業が容易にでき、コスト削減のメリットがあるということである。

II. 欧州連合における歯科に関わる事項について

EU Manual of Dental Practice: Version 4.1 (2009) P.15-19 より抜粋。

Directive とは、欧州連合指令と呼ばれる欧州連合の法律の一つであり、欧州連合加盟国においては、国内法において、その内容を反映させる必要があるものである。

1. Dental Directives（歯科指令）

2007年まで、歯科および健康に関わる規定は、The EC Dental Directives (78/686, 78/687EEC) と、高等教育証書の相互認定の一般指令（1985-1994）によって規定されていた。2007年の10月より、これらは専門職資格の認証に関わる指令（2005/36EC）にかわって規定され

ることとなった。

2. The EC Dental Directives (78/686、78/687EEC)

本指令により、欧州連合加盟国の市民で、欧州連合の歯科医師資格を保持している者は、どの欧州連合加盟国でも働くことができるものである。加えて、European Economic Area agreement（欧州経済領域協定）により、この移動の自由は、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインにも適用される。

卒業認定書、証書、その他歯科関連職の正式認定に関わる証拠書類の相互認定は、以下の内容を網羅した指令によって規定される。

- ・ 指令が適用されるタイトル
- ・ 相互認定される学位、証書、その他歯科関連職の正式認定に関わる証拠書類
- ・ 専門医として、相互認定される学位、証書、その他歯科関連職の正式認定に関わる証拠書類
- ・ 卒前教育の必要条件
- ・ 期間および修練内容
- ・ 既得権:相互認定要件に満たない学位、証書、その他歯科関連職の正式認定に関わる証拠書類であり、指令が導入される前に発効されたものについては、既得権規定として認定される。この場合、実質的、法律的に、過去5年の間、最低連続して3年歯科医療に従事していたという証書が必要となる。
- ・ 学術称号の使用
- ・ 労働権利に関わる特別条件
- ・ 歯科医師の移動の自由

1969年に確立された欧州連合市民の移動の自

由の基本原則は、雇用、給料や他の労働雇用条件において、加盟国の労働者において、国籍に基づいたいかなる差別も根絶するためのものであった。この観点において、加盟国の全ての労働者は、以下の権利を有する。

- ・ どの欧州連合加盟国の雇用も選択できる
- ・ 雇用の目的で、域内を自由に移動できる
- ・ 当該国の雇用を規定する条件によって雇用されることができる
- ・ 雇用がなくなった後でも、その国にとどまることができる

1980年（1978年）より、歯科医学教育と修練が歯科指令の基準を満たした加盟国の歯科医師に対して、移動の自由が適用された。欧州連合市民であり、加盟国内で最初の歯科医師免許、学位を取得した歯科医師は、域内のどの国でも労働することができるようになった。

欧州連合内で労働しようとする歯科医師は、労働しようとする国の所轄官庁への登録が必要である。理論上、加盟国は、欧州連合の資格を保持した欧州連合市民の労働を妨害するような、例えば語学力認定のような障壁をもうけることはできない。歯科指令は、移動の自由を促進するものである一方、当該国における条件を上回るものではなく、当該国は、当該国歯科医師に適用するならば、移入する歯科医師に同様の規則を適用することができる。1994年には、移動の自由はEFTA（欧州自由貿易連合）の加盟国にも適用されることとなった。

移動の自由と家族の移動について

欧州市民の権利に関わる欧州議会指令

(2004/38/EC) では、加盟国内での自由な移動と居住が認められている。この指令は、2006年4月30日に発効した。

第3国の学位、専門資格の相互認定について加盟国においては、EU/EEA加盟国のものではない歯科資格を認定し、それらを保持している歯科医師の労働を認めている国がある。しかしながら、これは、移動の自由を認めているものではない。スペインやポルトガルでは、ラテンアメリカ等の学位の相互認定の伝統がある。また、新加盟国における歯科医師について、その国が、ソビエト連邦におけるバルト3国やユーゴスラビアにおけるスロベニアであった場合、その国で資格を取得した場合の問題をどのように扱うかは重要なこととなる。

3. The General Directives on the mutual recognition of Higher Education Diplomas 1975-1994

1975年には、分野別指令として最初に、医科領域における指令が導入されたが、その後、数百の専門職について網羅する一般指令として置き換わることとなった。

1991年には、最初の一般指令として、最低3年間の高等教育あるいは同等の教育を学位取得の条件となる指令が示された。1994年には、1～3年の専門学校で取得できる資格を含む一般制度として拡充した。職業資格のこの定義に含まれていた。

4. Directive on the recognition of professional qualifications (PQD) 2005/36 EC

2007年10月20日に、新しい指令が導入され、

歯科医師の移動の自由もこの新しい指令のもとで扱われることとなった。

III. 歯科医師の教育と修練

EU Manual of Dental Practice: Version 4.1(2009) P.31-34 より抜粋。

前述のように、加盟国間における歯科医師に関わる資格の相互認証が実施される際には、その資格を得るための教育あるいは修練制度の内容が重要なものとなる。各国における歯科医師の名称は、各々異なるものであり、どのように認証が進められているのかを記載する。欧州連合のみならず、移動の自由は、EEA諸国まで含まれていることから、この後の記載については、EU/EEA諸国に関わることとして記載する。

これまでの歴史的経緯より、EU/EEA圏内においては、医師のなかから専門分化した歯科医師としての stomatologist の制度が、特に、オーストリア、イタリア、スペイン、ポルトガルでは保たれていたが、歯科医学教育の実質的な改革が行われてきている。キプロス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグについては、歯科大学歯学部はなく、当該国の歯科医師については、他国の歯科医師に頼るかたちとなっている。

1. 卒前歯科医学教育

EU/EEA諸国においては、卒前歯科医学教育は、大学の歯学部あるいは医学部で実施されている。2008年の段階で、200近い教育機関がEU/EEA圏内に存在している。詳細については、表に記載する。合計して、およそ7万人の歯学生がおり、毎年約1万2000人が卒業することとなる。各教育機関でそれぞれの教育がなされ

ることとなるが、相互認証の基本から、以下の事項を満たしている必要がある。

学生は、プログラムの修了に際し、以下のことを身につけている必要がある。

- ・ 歯科医学の基盤となる十分な科学的知識を持ち、生物学的機能の計測の原則、科学的に確立された事実の評価、データの分析を含む、
- ・ 科学研究法の十分な理解をしている必要がある。
- ・ 健康、病気の人の生理学、行動学の知識について、人間の健康状態に関わる自然、社会的な、特に歯科学に関わる環境要件の影響に対する知識と同様に理解している必要がある。
- ・ 健康状態、疾病状態における、歯、口腔、顎、関連組織の構造と機能や、それらの全身健康との関連、患者の身体的、社会的福祉との関連についての十分な知識を身につけている必要がある。
- ・ 臨床手技や方法、歯、口腔、顎、関連組織の異常、疾患についての正しい知識や予防、診断、臨床歯学に対する十分な知識を身につけている必要がある。
- ・ 適切な指導のもとにおける適当な臨床経験を身につけている必要がある。

また、ほとんどの国では、母国語での教育がなされているが、1/3のEU/EEA加盟国では、英語による授業あるいは部分的な授業が行われている。

教育期間については、最低5年間の修業年限が必要とされている。この期間中、理論と実践が大学において教育されるが、英国においては、学位保持者のための4年制プログラムも存在している。

2. 資格取得後の教育制度

(1) 職業研修

EU/EEA 加盟国の半数以上において職業研修が必要とされている。完全登録、開業資格、あるいは口腔健康制度における歯科医師の資格のために、研修が必要となる。国によっては、義務でない国もある。基本的には、指導医の管理下での治療を行う形式であり、試験を課す場合もある。

義務となっている国

ベルギー	12ヶ月
リトアニア	12ヶ月
チェコ	36ヶ月
ポーランド	12ヶ月
デンマーク	12ヶ月
スロバキア	36ヶ月
フィンランド	12ヶ月
スロベニア	12ヶ月
ドイツ	24ヶ月
英国	12ヶ月
ラトビア	24ヶ月

(2) 生涯研修

2008年現在、17カ国が、生涯研修を義務として導入しており、2010年を目処に導入する国が3カ国ある。また、2カ国が検討している。見通しとして、ほとんどの国が、生涯研修を義務として導入すると考えられる。

(3) 専門医教育

EU/EEA加盟国では、専門医としては、矯正歯科医、口腔外科医の2種類が、EU指令の中で定義されている。しかしながら、オーストリア、ルクセンブルグ、スペインのように専門医が規定されていない国や、オーストリア、ベルギー、フランス、スペイン等のように、口腔顔面外科

医は、医師の専門医として規定されている国もある。他の専門医については、「事実上の認知」という形式で、様々な方法で認知されているが、これらは、EU 指令のもとでの公的な認証ではない。

オーストリア、キプロス、アイスランド、ルクセンブルグ、マルタ、スペインでは、専門医制度教育はなされていない。

3. DentEd プロジェクトについて

EU 地域内の各国で専門職における免許制度の認証を含む諸活動が行われてきた一方で、高等教育制度に関しても、欧州各国における活動が行われてきた。1999 年には、ボローニャ宣言として、29 ヶ国の参加の下、欧州における高等教育制度の調整、調和をはかることが進められることとなった。そのうちの目的の一つには、カリキュラム、教育制度などを互いの国の制度を改革することで、欧州全域において、国を越えて比較しやすすること、また、学生の移動を促進するものが含まれていた。この取り組みの期限は、2010 年とされ、各国がこの目標に取り組んできた。歯科医学教育においては、1975 年に設立された Association of European Dental Education (ADEE: ヨーロッパ歯科医学教育学会)が中心となって、そのメンバーである 160 の教育機関とともに、歯科医学教育の「調和」をはかる活動を行ってきた。そのうちの大きな活動の一つが、the DentEd Thematic Network (TNP)であった。

この DentEd プロジェクトは、EU による予算措置のもと、DentEd、DentEd Evolves、DentEd III とフェーズを変えて、1997 年から 2007 年まで行われた。最初のプロジェクトであった

DentEd においては、欧州の歯科医学教育について、各国の実情を精査し、カリキュラムを調和することを目的として、教育機関の訪問調査などを中心に実施された。そして、画期的な教育例については情報共有を促し、歯科医学教育の向かう方向性を示す役割も果たした。その後のプロジェクトである DentEd Evolves では、教育機関の訪問調査を継続することで、実績を深めていった。2004年から2007年までの最終プロジェクトとなったDentEd IIIプロジェクトでは、ボローニャ宣言の目標に向かうため、欧州地域における歯科医学教育の基本となるモデルカリキュラムの提示を主な目的とし、2007年のヨーロッパ歯科医学教育学会総会カードィフ大会では、「Profile and Competences of The European Dentist」を承認した。その後、ヨーロッパ歯科医学教育学会総会を重ねるごとに、このProfileの見直しを勧め、2010年を前に、ヨーロッパ歯科医学教育学会総会ヘルシンキ大会にて、「Profile and competences for the graduating European Dentist-2009」の承認が行われ、今後5年ごとの見直しを行う予定となっている。ヨーロッパ歯科医学教育学会については、この他に、「CURRICULUM STRUCTURE, CONTENT, LEARNING AND ASSESSMENT IN EUROPEAN UNDERGRADUATE DENTAL EDUCATION」、 「Quality Assurance & Benchmarking An Approach for European Dental Schools」等のカリキュラム構築の基本となる指針をホームページ上に公開しているので参照されたい。

IV. 資格認定と登録制度について

EU Manual of Dental Practice:Version

4.1 (2009) P. 35-36 より抜粋。

1. 登録制度について

EU/EEA 加盟国では、管轄団体に登録することが義務づけられている。管轄団体については、多くの場合が、歯科医師会とは別の組織であり、政府から任じられた団体である。

各国で法的に問題なく労働するためには、学位、証書のような基本的な資格が必要となるが、それに加え、研修経験、欧州連合市民の証書、現在登録している歯科管轄団体からの推薦状、保険制度加入の証書等の書類が必要となることがある。

登録に際しては、法的に免許として登録することと、社会保険などの制度に対して登録することを、きちんと区別する必要がある。社会保険制度に対しての登録については、語学、契約などの様々な条件が伴うことがある。

2. 学位称号の使用について

学位保持者については、その学位称号について、掲げることができるが、国によっては、取得場所、試験団体の明記を義務づけている国もあるので、注意する必要がある。

3. 過去の経歴について

資格認定、登録をする際には、登録をする国については、歯科医師の出身国における歯科医師の過去の経歴に関する書類の提出を求める。

4. 言語能力について

Directive on the recognition of professional qualifications 2005/36 におい

ては、登録に関わる事項として、登録国が個人に対して、条件として語学を課すことは必要とされていない。現在、この条項に反して、いくつかの国においては、登録の前に語学試験を課している状態である。

5. 深刻な違法行為、犯罪行為について

出身国は、新たな登録をしようとしている国に対して、登録者の深刻な違法行為、犯罪行為の情報を、全て連絡しなければならない。過去の経歴の処理と同様に進めることとなる。

6. 健康状態について

加盟国の中には、労働をしようとする歯科医師について、肉体的、精神的な健康状態の証明書を提示することを求める国がある。出身国で同等の制度がある場合には、その書類を、そうでない場合には、管理団体や関係団体からの同等の書類が必要とされる。

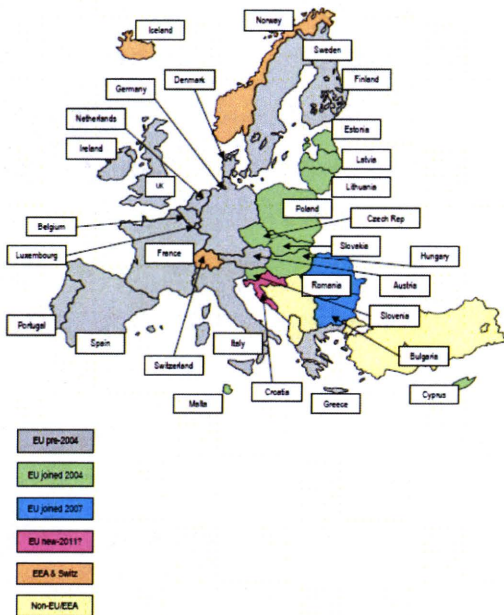
7. 認証のための期間について

歯科医師としての労働することへの許可手続きについては、迅速に進めるとともに書類提出後、最大3ヶ月以内とする。

過去の経歴あるいは健康状態に疑義が生じた場合は、加盟国に対して再調査を依頼することができる。再調査の回答期限は、3ヶ月とし、その回答がなされた時点から、許可手続きの期間を再計算することとなる。

加盟国の中には、歯科医師としての労働を開始する前に、宣誓、あるいは、儀式的な手続きを行う国もあるが、個人として受入れられない場合には、その該当者に対して、他の適当な同等手段を提供する必要がある。

V. 各国の歯科制度情報（欧州連合（EU） ／欧州経済領域（EEA））



EU Manual of Dental Practice:Version 4.1 (2009) P. 57-372 より抜粋。

1. オーストリア（2008年10月現在）

オーストリアは、1995年に加盟し、人口は約830万人、言語はドイツ語である。歯科医師数は4,501名であり、歯科医師対人口比は1,981名である。専門医制度はなく、生涯教育については義務ではない。国内に歯科大学は3つあり、一学年合計120名の入学者がいる。女性比率は65%である。過去には、6年間の医学教育の後、歯科医学教育を専門教育として受けることで、歯科医師となっていたため、2004年までは、Doctor of Medicineの学位とともに、Specialist Certificateとして、歯科口腔医の専門医証書を持つ必要があった。1998年には、欧州連合指令による相互認証の流れにのり、新たなカリキュラムが導入され、6年間の歯科医学教育を受ける制度となった。2004年以降は、

Dr. med. dent.の称号となっている。登録制度については、地域団体を經由して Austrian Dental Chamber への登録が義務となっている。

会費は年収により決まり、地域によって異なるものである。外国資格の認証については、1998年までは、オーストリア以外の歯科医師資格の認証は行っていなかったが、1999年からは、欧州連合の歯科医師資格については認証するようになった。言語要件としては、登録に際しては公的な言語試験はないが、歯科医師法においては、ある一定レベルのドイツ語能力を満たしていることが要件とされている。

現在登録している歯科医師数は4,501名であり、実働歯科医師は4,206名、外国歯科医籍のものは443名となっている。外国歯科医籍の内訳としては、主に東ヨーロッパ、ドイツからの移入が多く、17%についてはEU/EEA圏外からの移入となっている。

労働形式としては、実働歯科医師の82%が一般開業医として働いている。一般開業医の22%は、公的保険制度への契約は行わず、自費治療のみを行っている。これら歯科医院は市街に集中している。

基本情報（外務省ホームページ2011年3月）

面積 約8.4万平方キロメートル

人口 約830万人

首都 ウィーン

民族 主としてゲルマン民族

言語 ドイツ語

政治 連邦共和制（9つの州）

2. ベルギー

ベルギーは、1957年に加盟し、人口は約1,067万人、言語は、オランダ語とフランス語、ドイツ語である。歯科医師数は8,423人であり、対歯科医師数比は1,408人である。専門医制度があり、生涯研修は義務である。使用する言語によって、3つある歯科医師会の1つに所属することとなる。国内には、フランス語教育を行う教育機関が5校、フレミッシュによる教育機関が2校ある。公立、私立大学の両方がある。歯学科は医学部の一部としてある。フランダース地方では、入学前に試験があるが、フランス語教育を行う大学では1年の教育後、選抜試験がある。大学は全国に5つあり、一学年合計230名の学生がいる。女性比率は80%である。歯科医師資格としては、フレミッシュ圏内では、Tndarts、フランス語圏内では *licencie en sciences dentaires* となる。2002年以降、歯科大学の卒業生は5年間の教育のみでは労働できず、一般歯科としては1年間、歯周病歯科医としては3年間、矯正歯科医としては4年間の職業研修を受けることが必要である。2008年からは、外国歯科医師に対しても研修が義務となったが、一部混乱が起き、現在最高裁での判決を待っているところであるが、卒業国や保険制度内の治療あるいは自費治療の種別で違いがある。登録制度については、Federal Ministry of Health への登録が義務であり、登録料は550ユーロである。言語要件としては、2008年、新たな法律により Ministry of Health へ登録する歯科医師については、3つの言語のうち、1つの言語で会話ができることが明記されたが、欧州連合の Professional Qualification Directive (2005) に反してい

ることから、現在法廷での判断が待たれている。現在登録している歯科医師数は8,423名であり、実働歯科医師数は7,576名、外国歯科医籍のものは118名となっている。外国歯科医籍の内訳としては、オランダからの移入が認められる。また、ベルギーからオランダへの移入も認められる。専門医としては、矯正歯科医、歯周歯科医、一般歯科の3つが認められており、顎顔面外科については医師の専門医となる。患者は紹介状なしで専門医にかかることができる。労働形式としては、実働歯科医師のほとんどが開業医として働いている。開業医において労働する歯科医師や他スタッフの人数制限は設けられていない。公的歯科業務はなく、学校が健康教育や歯科検診等の活動を行うこととなっている。

基本情報 (外務省ホームページ2011年3月)

面積 約3万平方キロメートル
人口 約1,075万人
首都 ブリュッセル
言語 オランダ語、フランス語、ドイツ語
政治 立憲君主制

3. ブルガリア

ブルガリアは、2004年に加盟し、人口は約764万人、言語はブルガリア語である。歯科医師数は8,041人であり、歯科医師対人口比は950人である。専門医制度はあり、生涯研修は義務である。国内には、歯科大学は3校あり、5.5年の教育期間である。一学年合計170人であり、女性比率は50%である。歯科医師資格としては、Physician of Dental Medicine with a Master Degreeである。職業研修は卒業に際して同時に登録され、特に卒後の職業研修は必要ない。一方、卒前教育において6ヶ月間の診療実習が義務となっている。登録制度については、ブルガリア歯科医師会への登録を行うこととなる。欧州連合加盟国の学位については、職業研修を受けることなしに認証される。言語要件として、Ministry of Healthの法律により、ブルガリア語での必要知識と専門用語の獲得について、欧州連合市民に対して補助を行うことが定められている。また、欧州連合市民でないものについては、ブルガリア語、専門用語の使用能力が求められている。生涯研修は義務であり、ブルガリア歯科医師会によって管理されている。3年間で30単位必要である。専門医教育は、3年間の教育と国家試験により管轄されており、一般歯科医、矯正歯科医、口腔外科医、小児歯科医、保存歯内治療歯科医、補綴歯科医、歯科画像診断医、社会医学歯科医、歯科臨床アレルギー医とあるが、矯正歯科医と口腔外科医の2つのみが欧州連合における専門医として認められている。現在登録されている歯科医師数は8041人であり、実働歯科医師数も8041人である。外国歯科医籍のものは66人であり、その85%については欧州連合域外からの

歯科医師である。また、他国での登録時に必要となる書類 (Certificate of Good standing) の発行については、2007年～2008年におよそ120通作成されている。

基本情報 (外務省ホームページ2011年3月)

面積 約11万平方キロメートル

人口 約757万人

首都 ソフィア

民族 ブルガリア人、トルコ人、ロマ

言語 ブルガリア語

政治 共和制

4. キプロス

キプロスは、2004年に加盟し、人口は約79万人、言語はギリシャ語、トルコ語である。人口のうち、81%はギリシャ系であり、11%がトルコ系、残りが外国人労働者等となる。歯科医師数は、1,018人であり、歯科医師対人口比は1,091人である。専門医制度は制限されており、生涯研修は義務ではない。国内には、歯科大学は存在せず、約75%の歯科医師は、EU/EEA加盟国出身である。多くはギリシャの大学を卒業したものであるが、キプロスからギリシャの大学へ入学するためには、キプロス政府が行う入学試験を受ける必要がある。毎年、15名の入学定員が用意されている。他国での修学を希望する場合は、その国の条件で進学する必要がある。登録制度については、労働許可を得るためには、Cyprus Dental Council への登録が義務となり、その後、労働するにあたっては、Cyprus Dental Association への登録が必要となる。Cyprus Dental Association への登録については、短期間の診療従事については必要ない状態である。言語要件は、診療免許の法改正の時点で課される可能性がある。生涯研修については、セミナーやワークショップが開催されるが義務ではない。専門医教育についても提供する教育期間はない。現在登録されている歯科医師数は1,018人であり、全てが外国歯科医籍となり、主にギリシャ、英国である。実働歯科医師数は728人である。専門医としては、矯正歯科医、口腔外科医、顎顔面外科医、歯周外科医が認められている。公的歯科医療機関ではわずかな歯科医師しか働いておらず、多くの歯科医師は開業医として働いており、政府によって最低料金は設定されているものの自費料金での診療を

行っている。

基本情報（外務省ホームページ2011年3月）

面積 約9千平方キロメートル

人口 約79万人

首都 ニコシア

民族 ギリシャ系、トルコ系

言語 ギリシャ語、トルコ語

政治 共和国

5. チェコ

チェコは、2004年に加盟し、人口は約1,038万人、言語はチェコ語である。歯科医師数は8,146人であり、歯科医師対人口比は1,473人である。専門医制度はあり、生涯研修は義務である。国内には5つの歯科教育機関があり、Stomatological Clinic of the Faculty of Medicine of the Universityとして知られる。2003年までは、それぞれ異なる修業年限(5年、5.5年、6年)であったが、2004年からは新しいカリキュラムのもと、全て5年の修業年限となった。一学年合計260人であり、女性比率は38%である。2003年までは、医師免許と同等のものが発行されていたが、2004年からは新たな称号で発行されることとなった。これまでは、36ヶ月の職業研修が義務であり、その期間は認証された歯科医師のもとで研修を修了した後、歯科医師として診療所を持つことが許可されていた。この研修については2009年をもって終了し、新たな法律では2009年からの卒業生については、資格取得と同時に歯科医師として働くことが可能とされる予定である。欧州連合加盟国の歯科医師については、チェコの職業研修を受ける必要はない。登録制度については、歯科医師は、the Czech Dental Chamber (CSK)と地域機関への登録が必要である。登録に際しては、有効な資格とチェコへの永住許可証、チェコ語試験の認定が必要である。専門医教育については、矯正歯科医と顎顔面外科医の2つの教育制度がある。現在登録されている歯科医師数は8,146人であり、実働歯科医師数は7,048人である。外国歯科医籍については221人である。毎年約22人の歯科医師が外国から移入し、他国での登録時に必要となる書類

(Certificate of Good standing) が、ほぼ同数発行されている。

基本情報 (外務省ホームページ2011年3月)

面積 約11万平方キロメートル

人口 約757万人

首都 ソフィア

民族 ブルガリア人、トルコ人、ロマ

言語 ブルガリア語

政治 共和制

6. デンマーク

デンマークは、1973 年に加盟し、人口は約 550 万人、言語はデンマーク語である。歯科医師数は 7,298 人であり、歯科医師対人口比は 1,141 人である。専門医制度はあり、生涯研修は義務ではない。国内には 2 つの公立歯科教育機関があり、5 年教育（学士 3 年）である。一学年合計 160 人であり、女性比率は 71% である。歯科医師資格としては、卒業すると、National Board of Health が証明書を発行する。職業研修については公式なものはない。雇用歯科医師となる場合はこの証明書があればよいが、開業使用とする場合は、National Board of Dental Practice へ登録する必要がある。この際に、360 時間、成人、子供それぞれに対する診療経験、合計 1,440 時間の勤務経験が条件となる。許可料として 147 ユーロが必要である。民間診療所の解説者となるためには、デンマーク歯科医師会への登録が必要と National Board of Health への登録が必要となるが、公的歯科診療所で働く場合は、デンマーク歯科医師会への登録は必要ない。言語要件としては、全ての書類がデンマーク語で記載される必要がある以外は設けられていないが、患者、関係者、スタッフと、十分なコミュニケーションがとれることが要求される。欧州加盟国以外からの外国人については、デンマーク語の口頭、筆記試験が登録前に必要となる。生涯研修については、義務ではないが、歯科医師会によって運営されている。2009 年 1 月からはデンマーク歯科医師会員は年 25 時間の研修が義務となった。専門医教育は矯正歯科医、顎顔面外科医の 2 つで提供されている。現在登録されている歯科医師数は 7,298 人であり、実働歯科医師数は 4,800 人で

ある。外国歯科医籍の移入についてのデータは明らかでないが、わずかであると推察されている。

基本情報（外務省ホームページ 2011 年 3 月）

面積 約 4.3 万平方キロメートル

人口 約 554 万人

首都 コペンハーゲン

言語 デンマーク語

政治 立憲君主制

7. エストニア

エストニアは、2004年に加盟し、人口は約134万人、言語はエストニア語である。歯科医師数は1,358人であり、歯科医師対人口比は1,178人である。専門医制度はあり、生涯研修は義務ではない。国内には歯科教育機関は医学部の中に1つあり、5年教育である。一学年合計30人であり、女性比率は87%である。歯科医師資格としては、卒業すると、DDS Dentistの称号が登録時に与えられる。職業研修は行われていない。登録制度については、認証される学位を保持している必要がある。言語要件は、欧州連合圏外からの歯科医師についてはエストニア語を身につけていることが望まれるが、登録に際して公的な試験はない。生涯研修については義務ではない。一方、エストニアの法律では、一定レベルの技術を身につけていることが必要とされている。専門医教育としては、矯正歯科医、顎顔面外科医、臨床歯科医の3つの教育プログラムがある。現在登録されている歯科医師数は1,358人であり、実働歯科医師数は1,220人である。外国歯科医籍は4人であり、外国からの移入、外国への移出は少ない。

基本情報（外務省ホームページ2011年3月）

面積 約4.5万平方キロメートル

人口 約134万人

首都 タリン

言語 エストニア語

政治 共和制

8. フィンランド

フィンランドは 1995 年に加入し、人口は約 530 万人、言語はフィンランド語 (95%)、スウェーデン語 (5%) である。歯科医師数は 5,866 人であり、歯科医師対人口比は 1,178 人である。専門医制度はあり、生涯研修は義務ではない。国内には 3 つの歯科教育機関があり、5 年教育とである。一学年合計 145 人であり、女性比率は 74% である。歯科医師資格としては、登録時に得られるものとして、Licentiate in Odontology (HLL) である。職業研修については、定型的な研修はないものの、登録する条件として、歯科医師の指導のもと 9 ヶ月間勤務することが必要である。他の欧州連合加盟国からの学位保持者についてはこの研修を行う必要はない。登録については、上述の通り、大学によって発行された有効な学位と 9 ヶ月間の勤務経験が必要である。登録費は 300 ユーロであるが、フィンランドの大学の卒業生は、68 ユーロと安くなっている。言語要件については、欧州連合加盟国出身の歯科医師については公的な語学試験はないが、フィンランド語 (一部地域ではスウェーデン語) を話し、理解することが望まれている。一方、2007 年の欧州連合指令により、雇用主はフィンランド語を話すことを条件とできるようになった。また、欧州連合圏外の国からの歯科医師については、フィンランド語もしくはスウェーデン語のどちらかの語学能力を証明する必要がある。生涯教育は義務ではないが、フィンランドの法律により、技術研鑽を行うことが必要とされている。卒後教育については、フィンランド歯科医師会アポロニアにより運営されている。専門医教育については、大学で行われており、矯正歯科、歯科公衆衛生、

顎顔面外科、臨床歯科 (う蝕、歯周、補綴、口腔放射線、口腔病理、微生物) の 4 つの専門領域がある。

矯正歯科と口腔外科 (顎顔面外科) が欧州連合内で認められている。現在、登録されている歯科医師数は 5866 人であり、実働歯科医師数は 4500 人である。外国歯科医籍は 200 人である。外国歯科医籍のうち、約 75% が EU/EEA 加盟国からであり、残り約 25% がその他の国からである。約 160 人のフィンランド歯科医師が国外で働いている。

基本情報 (外務省ホームページ 2011 年 3 月)

面積 約 33.8 万平方キロメートル

人口 約 533 万人

首都 ヘルシンキ

言語 フィンランド語、スウェーデン語

政治 共和制

9. フランス

フランスは1957年に加入し、人口は約6,370万人、言語はフランス語である。歯科医師数は40968人であり、歯科医師対人口比は1556人である。専門医制度は矯正歯科医のみであり、生涯研修は2004年から義務となっている。国内には、16の歯科教育機関があり、6年教育である。1年生の終了時には、医学部と共通の試験が行われ、その結果により、歯学部への進学が決定される。その後5年間の専門教育が実施される。一学年合計1,047人であり、女性比率は55%である。歯科医師資格としては、登録時に得られるものとして、1972年以前はDental Surgeonであり、それ以降はDoctor in Dental Surgeryである。歯科医師資格を得た後、4年間の専門教育を受けることで、Stomatologistとして医学士を得ることができ、医学系の分野での専門医として認められることとなる。職業研修についてはない。登録については、Ordre Nationalが歯科医籍の登録を請け負う機関であり、登録抹消の手続きも管理している。歯科医師名簿については、Department of Dental Councilが管理している。Ordre Nationalについては、国内の歯科医師登録だけでなく、外国人歯科医師の登録（自動認証を含む）を管理しており、学位の審査、言語能力の審査も行っている。言語要件については、外国人歯科医師の言語能力をOrdreが審査することとなっている。生涯研修については2004年から義務となり、登録管理を行うOrdreと歯科医団体、大学の複合体により、5年間で800時間（毎年最低150時間）の単位を必要とする研修制度が運営されている。専門医教育については、唯一専門医として認められている矯正歯科医があり、2008

年現在口腔外科医の導入が議論されている。現在登録されている歯科医師数は44,537人であり、実働歯科医師数は40,968人である。2008年現在、外国歯科医籍は1,056人であり、541名がEU出身、2人がEEA出身、348人についてはフランスと2国間で合意した規則で外国人歯科医師がフランスで歯科治療できるというものである。他は165人となっている。

基本情報（外務省ホームページ2011年3月）

面積 約54万方キロメートル

人口 約6,503万人

首都 パリ

言語 フランス語

政治 共和制

10. ドイツ

ドイツは 1957 年に加入し、人口は約 8,200 万人、言語はドイツ語である。歯科医師数は 83,339 人であり、歯科医師対人口比は 1,247 人である。専門医制度はあり、生涯研修は 2004 年から義務となっている。

国内には 31 の歯科教育機関があり、1 校のみが私立大学であり他は公立大学で、5 年教育である。一学年合計 2,547 人であり、女性比率は 60% である。実際の定員数は公立大学合計で 2,030 人であるが、Numerus Clausus により、より多くの学生を入学させている実情がある。歯科医師資格としては、登録時に得られるものとして、the State examination certificate in dentistry である。歯科医師として資格登録を行い公的歯科医療保険制度の枠組みの中で労働を行うためには、職業研修として、ドイツの学士を持つドイツの歯科医師は 2 年間の研修を行う必要がある。その後、KZV へ登録申請を行う。2 年間の研修においては、公的保険を扱う開業医として法的な事柄や歯科医院を経営するための幅広い知識を、アシスタントとして身につけることが目的となる。KZV への登録においては、証書と推薦状が必要であり、2006 年には 1,754 人が登録し 1,725 人が抹消している。言語要件として、法的に患者とのコミュニケーションを行うための語学要件はないが、コミュニケーション能力が疑われる場合は、管轄組織により試験されることがある。生涯研修については、5 年毎の更新を行うための制度が 2004 年から導入されている。コース内容については、KZBV (KZV の国レベルの連合団体) によって定められている。卒後教育としては、臨床修士コースが設けられ、仕事をしながら修学す

るコースとして、インプラント、歯周治療、歯内治療、矯正治療や審美治療などのコースがある。専門医としては、口腔外科医、矯正歯科医、歯周病治療、歯科公衆衛生学の 4 つの専門医が認められているが、歯周病治療については、Westfalen のみで認められている。全ての専門医については、大学診療所等で行われるが、歯科公衆衛生については独自の教育制度を行っている。教育を終えた後に、専門医試験に合格し登録する必要がある。現在登録されている歯科医師数は 83,339 人であり、実働歯科医師数は 65,929 人である。毎年 1,500~1,600 人の歯科医師が新たに登録され、現在歯科医師数が過剰と言われている。2008 年現在、外国歯科医籍は 3,300 人であり、うち約 90% が実働している。ドイツから外国に出た歯科医師数は不明である。

基本情報 (外務省ホームページ 2011 年 3 月)

面積 約 35.7 万方キロメートル

人口 約 8,180 万人

首都 ベルリン

言語 ドイツ語

政治 連邦共和制

11. ギリシャ

ギリシャは 1982 年に加入し、人口約 1,100 万人、言語はギリシャ語である。歯科医師数は 14,126 人で、歯科医師対人口比は 794 人である。専門医制度はあり、生涯学習は義務ではない。国内には、2つの歯科教育機関があり、5年教育である。一学年合計 280 人である。女性比率は 62%である。歯科医師資格としては、登録時に得られる歯学における学位、件単位発行の開業免許、地域歯科医師会への登録である。職業研修については、体系的な研修制度はないが、臨床専門の卒後プログラムに入るためには、2年間の臨床経験が必要となる。登録については、ギリシャでは歯科医師として働くためには、認証された学位、県単位における機関からの開業免許、犯罪歴のないこと、そして、52 の地域歯科医師会への登録が必要である。地域歯科医師会への入会により、全国歯科医師会の会員となる。言語要件は、他の欧州連合からの歯科医師については、National Health Service (NHS) や公的保険制度下等で労働する場合には、十分なギリシャ語の能力が必要とされる。生涯教育については、NHS で働く場合には生涯教育は義務となる。しかしながら、現在は体系的な研修制度がないため、導入を検討しているところである。専門医教育としては、矯正歯科医と顎顔面外科医の2つが専門医として認められている。矯正歯科医になるためには、大学で3年間の教育が必要となる。その他、アテネ大学の修士コースとして、補綴、矯正、生物病理学、歯内治療、口腔診断、口腔病理、保存修復、歯科材料、歯周病、インプラント、口腔生物学、地域歯科学がある。現在登録されている歯科医師数は 14,126 人であり、実働歯科医師数も同数

である。外国歯科医籍は 2,051 人であり、230 人についてはギリシャ国民ではないものが開業をしている。

基本情報（外務省ホームページ 2011 年 3 月）

面積 約 13 万方キロメートル

人口 約 1,113 万人

首都 アテネ

言語 現代ギリシャ語

政治 共和制

12. ハンガリー

ハンガリーは 2004 年に加入し、人口は約 1,000 万人、言語はハンガリー語である。歯科医師数は 5,500 人であり、歯科医師対人口比は 2,020 人である。専門医制度はあり、生涯犬種は義務である。国内には 4 つの歯科教育機関があり、全て国立で、5 年教育である。学生は学費の一部を支払う形式である。一学年合計 255 人であり、女性比率は 53% である。2008 年、Semmelweis 大学では、650 人の学生のうち、約 3 分の 1 が欧州連合や欧州連合外等の外国からの学生であり、ギリシャ、キプロス、イスラエル、他中等諸国からの外国人である。ほとんどが英語によるコースに在籍しているが、80 人の学生についてはドイツ語によるコースに在籍している。Debrecen 大学については、460 人の学生が外国からの学生であり、わずかな学生を除いて欧州連合外からの学生である。英語によるコースが提供されている。Szeged 大学においては、2004 年に英語によるコースが導入され、230 人の学生の 3 分の 1 が外国からの学生である。歯科医師登録については DMD である。職業研修については、2004 年までは資格取得試験の前に、26 ヶ月の必修の卒後研修が行われていた。この職業研修については、他欧州連合加盟国の大学卒業生を含んで、全ての者を対象に義務であったが、2004 年からは卒後すぐに歯科医師として働くことが許されるようになった。登録については、保健省に登録することが義務であり、2008 年までは無料であったが、有料化が検討されている。欧州連合外の学位については、試験を受ける必要がある。言語要件については、ハンガリーで労働する場合には、ハンガリーの保険制度や法律についての試験を、ハン

ガリー語で受験し合格することが必要であったが、2006 年からは言語テストは規定されていない。生涯教育については、1999 年から義務となっている。5 年間で 250 ポイント（時間）必要である。専門医教育については、矯正歯科医、歯周病、小児歯科、歯周外科医、保存補綴医があり、それぞれ大学において 3 年間の修学が必要である。2002 年からは顎顔面外科医は医師の専門医となったが、2002 年には歯周外科医が歯科の専門医として設置された。現在登録されている歯科医師数は 5,500 人であり、実働歯科医師数は 4,973 人である。外国歯科医籍は 453 人である。

基本情報（外務省ホームページ 2011 年 3 月）

面積 約 9.3 万方キロメートル

人口 約 1,001 万人

首都 ブダペスト

言語 ハンガリー語

政治 共和制

13. アイルランド

アイルランドは 1973 年に加入し、人口は約 450 万人、言語は英語、アイルランド語である。歯科医師数は 2,578 人であり、歯科医師対人口比は 2221 人である。専門医制度はあり、生涯研修は義務ではない。国内には 2 つの歯科教育機関があり、5 年教育である。一学年合計数は 84 人であり、女性比率は 60% である。アイルランド人の学生の中には英国で就学するケースもある。歯科医師資格はダブリン大学では BDentSc、コーク大学では BDS である。職業研修については義務ではない。この制度については、12 ヶ月の期間で行われ、研修生については、将来しか診療所を運営し、十分な技術を身につけ 1 次医療を展開できるだけの能力を身につけるために行われるものである。登録については、アイルランドで労働するためには、Dental Council of Ireland に登録する必要がある。条件としては、・アイルランドの大学の卒業生であること、・EEA 地域の大学の卒業生であり、EEA 地域の市民であること、・指令 2001/19/EC に基づく資格を有し、EEA 地域の市民であることの 3 つである。登録費用は 150 ユーロである。言語要件としては、EEA 地域の市民であり、EEA 圏内の歯科の学位を有しているものについては、言語や他の試験は課されない。しかしながら、雇用主は自由に適切な言語試験を課することができる。生涯研修については 2008 年現在義務ではないが、2010 年からは義務となる予定である。専門医教育としては、口腔外科と矯正歯科医が専門医として認められているものであり、2 年間の総合診療医としての経験の後、3 年間の専門医教育が必要である。コンサルタントとなるためには、さらに 3 年間の研修が必要

である。現在登録されている歯科医師数は 2,578 人であり、実働歯科医師数は 1990 人である。外国歯科医籍は 634 人である。2007 年には 217 人の新規登録者がいたが、うち 115 名は欧州連合加盟国出身（うち 30 人はポーランド）、欧州連合加盟国外は 20 人であった。

基本情報（外務省ホームページ 2011 年 3 月）

面積 約 7 万方キロメートル

人口 約 447 万人

首都 ダブリン

言語 アイルランド（ゲール語）語、英語

政治 立憲共和制

14. イタリア

イタリアは、1957年に加入し、人口は約5,900万人、言語はイタリア語である。歯科医師数は54,190人であり、歯科医師対人口比は1242人である。専門医制度はあり、生涯研修は2002年から義務となっている。国内に34の歯科教育機関があり、医学部内に設置されている。ローマのCattolica大学以外は国立大学であり、5年教育である。外国人学生はおよそ50人である。歯科医師資格としては、登録時に、University degree in Dentistry and Dental Prosthesis with a Degree to practice dentistry and dental Prosthesis あるいは、2003年1月前までは、A University degree in medicine and surgery accompanied by the Specialization in the dental sector with, a Degree to practice medicine and surgery の2種類である。2003年までは、イタリアでは教育制度内での混乱が生じていた。歴史的に、1897年歯科医業を行うには、6年制の医学教育を受ける必要があるとしていたが、1924年に5年制の歯科医学教育が導入されたものの、1926年の法律では歯科医業を行うには医学教育の学位が必要とされていた。EC指令により、1980年には5年制の歯科医学教育が再度導入されたが、1985年には、法律により2つの教育課程が認められた。1991年にはヨーロッパ法廷にてイタリアのこの状況が違法であるとされ、1993年にストマトロジーの制度は廃止され、2003年1月にEU指令がイタリア政府により導入され、5年制の歯科医学教育のみが歯科医師登録に有効なものと規定された。職業研修はない。登録に際しては、保健省が認める学位が必要であり、欧州連合もしくは該当する国の市民であ

ることが必要である。言語要件は特にない。2002年より生涯教育は全ての歯科医師に義務となり、3年間で150ユニット、1年あたり最低30最高70ユニットの研修が必要である。専門医教育としては、矯正歯科医と口腔外科医があり、どちらの専門医についても、大学において3年間の教育を受ける必要がある。現在登録されている歯科医師数は54,190人であり、実働歯科医師数は48,000人である。うち、2007年10月現在、14,190人についてはEU指令に基づく教育制度で教育された歯科医師であり、およそ9,000人については、歯科専門を持つ医師、約3万人については歯科専門を持たない医師である。2007年現在550人の外国歯科医籍を保持する歯科医師がイタリアで働いている。また、イタリアの歯科医師が外国に行く場合は、主に、フランス、英国、米国である。

基本情報（外務省ホームページ2011年3月）

面積 約30万方キロメートル

人口 約5930万人

首都 ローマ

言語 イタリア語（地域によりドイツ語、フランス語）

政治 共和制